

第36回飯塚市地域公共交通協議会

第22回飯塚市地域公共交通会議 議事録

日時：平成29年12月4日（月） 14：00～
場所：飯塚市役所 5階 研修室

議事次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 事
 - (1) 議案第1号 第2次飯塚市地域公共交通網形成計画（素案）について
 - (2) 議案第2号 平成30年度以降の飯塚市コミュニティ交通の運行について
4. 閉 会

1. 開 会

事 務 局： 第36回飯塚市地域公共交通協議会並びに第22回飯塚市地域公共交通会議を開会する。

2. 会長あいさつ

事 務 局： まずは当協議会会長である倉智行政経営部長からご挨拶申し上げます。

議 長： 皆様、こんにちは。本日はご多忙の中、第36回飯塚市地域公共交通協議会並びに第22回飯塚市地域公共交通会議にご出席いただき感謝する。

本日は議事次第のとおり、一つ目は第2次飯塚市地域公共交通網形成計画（素案）について、二つ目は前回継続審議となった平成30年度以降の飯塚市コミュニティ交通の運行についてご審議をよろしくお願い申し上げます。

3. 議 事

(1) 議案第1号 第2次飯塚市地域公共交通網形成計画(素案)について

事 務 局： （「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画（素案）について」の説明）

素案をご覧いただき、12/27(水)までに委員の皆様からのご意見をいただきたい。

今後のスケジュールとしては、この素案に対するパブリックコメントを12月から1月にかけて約1ヶ月実施する予定となっている。その後、皆様方のご意見とパブリックコメントのご意見を集約し、反映すべきものは反映した上で2月上旬に予定されている飯塚市地域公共交通協議会で計画案をご審議いただきたい。

議 長： ご意見やご質問はないか。

- 多田委員:** 85ページの4つの基本方針は国の指針に基づいているというお話があったが、財源としての国の補助金を含めての話なのか。また、基本方針③には国の指針ではない『まちづくり協議会による地域運行型交通システムの導入』という記述もあるが、まちづくり協議会による運行も国の指針に基づいて入ってくるものなのだろうか。
- 事務局:** 地域運行型交通システムの件については、国の指針としてお話をさせていただいたが、国の指針の中では『住民主体による公共交通の検討』という文言を入れるべきだというガイドラインになっている。直接的に地域運行型交通システムの導入ということではないが、住民主体による公共交通の検討というものを考えると地域運行型交通システムになるだろうということに入れていただいた。なお財源はない。
- 運輸支局:** 国の基本方針とは、それぞれ85ページに記載されている基本方針③や④などの横に書かれている部分が国の基本方針であり、その下に書かれていることは飯塚市の方針であることは誤解のないようにお願いしたい。
- そこで、『地域運行型交通システム』とは具体的にはどのようなものを検討されているのだろうか。
- 事務局:** 市内全域ということではないが、前回お話ししたとおりJR・西鉄バス・民間事業者の公共交通で補えない分についてはコミュニティバスまたは予約乗合タクシーで補完をしている。それでも、山間僻地などの地域における公共交通の運行においては各地区のまちづくり協議会等で課題として意見が出ており、その中でどのように運行をしていくかを検討して進めていきたいと考えている。
- この地域運行型の交通システム導入については、民間事業所との兼ね合いも含め、各地域で慎重に審議しながら進めていきたい。また、タクシー業界や民間の関係事業者ともお話をさせていただきながら進めていきたいと考えている。
- 運輸支局:** 高齢者の移動手手段の確保ということで様々な手段が考えられると思うが、運送法上の適用など未整備なものが多い。地域がやろうとしていることで法的な問題が生じるものも多数あるため、地域運行型の導入にあたっては事前に運輸支局に照会をお願いしたい。
- 竹下委員:** 資料2が配布されているが、意見などはこれに書いて提出をするということだろうか。
- 事務局:** そのとおりである。今日出せないご意見については、配布用紙に記入のうえ提出をお願いしたい。
- 議長:** 他に、ご意見やご質問はないか。
- 事務局:** 資料2の意見記入用紙について、記入欄の項目に意見という言葉が抜けているが、ご意見も頂きたいと考えているので『意見・修正内容』として補足をさせて頂く。
- 議長:** 意見記入用紙については、12/27(水)までに事務局まで提出をお願い申し上げる。
- それでは採決を行う。議案第1号については、素案の原案を承認するという事でよろしいか。
- 委員一同:** 異議なし。
- 議長:** 異議がないようなので、議案第1号は、素案の原案どおり承認する。

(2) 議案第2号 平成30年度以降の飯塚市コミュニティ交通の運行について

事務局：（「平成30年度以降の飯塚市コミュニティ交通の運行について」の説明）

議長：ご意見やご質問はないか。

運輸支局：来年度のコミュニティ交通についてルートの新設等があるが、民間バス事業者との競合の問題や地域のタクシー事業者との調整の問題などはどのようになっているのだろうか。

事務局：バス路線については、出来る限り民間バス路線のバス停がないところに検討をしている。本日は西鉄バスさんやJR九州バスさんもおられるため、前回の提案の中からバス路線の部分について協議をさせていただきたい。

議長：他の意見はないだろうか。

多田委員：なぜコミュニティバスや予約乗合タクシーなどが走るのかというと、民間企業のバスの撤退やタクシーの営業所が無いといったことが根底にある。そういった背景からこのような協議が成り立ってきたのではないかと考えている。

議長：ご意見のとおり、元はそういったところから見直しを行ってきた経緯がある。他の意見はないだろうか。

事務局：運輸支局や多田委員からのご意見にあったように、コミュニティの運行としてはJR・西鉄等の事業者やタクシー業界と競合するところを可能な限り解消しながら見直しを行っている。いただいたご意見を踏まえた上で調整をしていきたいと考えているのでご理解賜りたい。

議長：他の意見はないだろうか。それでは採決を行う。議案第2号については、原案を承認するという事でよろしいか。

委員一同：異議なし。

議長：異議がないようなので、議案第2号は、原案どおり承認する。

議長：その他に何かないだろうか。

事務局：（資料5「飯塚市地域公共交通協議会委託業務業者選考委員会要綱」の説明）

竹下委員：第3条に、「委員会は、飯塚市地域公共交通協議会会長及び同協議会より推薦を受けた委員をもって組織する。」と記載があるが、私自身がそれぞれの委員のことを知らないため、出来れば会長及び事務局で決めてはどうか。

事務局：業者選考委員につきましては、前回同様、飯塚・穂波・筑穂・庄内・颯田の5地区の幹事から1名ずつ選考をお願いし、そこに委員長を含めた6名で選考をさせていただきたい。

議長：他に、ご意見やご質問はないか。

多田委員：条文からは協議会より推薦すると読み取れるため、事務局のほうで決めていただかなければ推薦のしようがないと竹下委員は言っておられる。条文の修正が必要ではないだろうか。

事務局： 第3条については本来であれば当協議会で推薦すべきところだが、前回は前述のとおり
の選考を行った経緯がある。今回は条文の整理と見直しをお約束させて頂き、前回同様それぞれ
5地区の幹事の方から選任をさせていただくことをご了承いただくようお願い申し上げます。
穂波・筑穂・庄内・颯田の4地区はそれぞれ幹事会委員が1人となっているため、穂波地区
からは渡辺委員、筑穂地区からは多田委員、庄内地区からは嶋田委員、颯田地区からは岸委
員にお願いします。飯塚地区については竹下委員、林田委員、逢坂委員の3名の中から立候補
または推薦をお願いをしたいと考えている。

竹下委員： 逢坂委員に是非お願いしたい。

議長： 逢坂委員、よろしいか。

逢坂委員： はい。

事務局： では、飯塚地区の選考委員は逢坂委員によりしくお願い申し上げます。
今後の予定としては、年明け早々に1回目の業者選考委員会を開催したいと考えている。ご
多忙な時期とは思いますが、ご協力いただきたい。

4. 閉会

事務局： 以上で第36回飯塚市地域公共交通協議会並びに第22回飯塚市地域公共交通会議を終了す
る。